

契約締結時交付書面

上記「契約締結前交付書面」の記載内容を承諾のうえ、以下のとおり契約を締結いたします。

契約締結日：お申し出いただいた日の翌月初日

契約者名：

ご氏名： _____ 様

事業者情報

商号：株式会社チャートリーディング

住所：〒162-0814 東京都新宿区新小川町 6-39-502

-契約にあたってのご注意-

■ クーリング・オフの適用について

本契約では、クーリング・オフ制度が適用され、その取扱いは以下の通りです。なお、本項目中の「書面」には、WEBページからのオンライン申請、電子メール等の電磁的記録による通知も含まれるものとします。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

1. お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して 10 日以内であれば、書面による意思表示で契約の解除を行うことができます。
2. 契約解除日は、お客様が当該書面を発した日となります。
3. 契約解除に伴う損害賠償金や違約金は発生しません。
4. クーリング・オフにより契約が解除された場合、報酬は一切徴収せず、すでに支払いがあった場合は全額返金いたします。
5. 返金は、銀行振込にて行います（その際の振込手数料はお客様のご負担となります）。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

1. クーリング・オフ期間を経過した後も、書面による意思表示により契約を解除することが可能です。
2. お客様からの解約意思が当社に到達した時点をもって契約解除日とし、以後の業務提供は停止します。
3. 契約解除に伴う損害賠償金や違約金は請求いたしません。

4. 残期間がある場合は、日割り計算にて報酬の返金を行います（振込手数料はお客様のご負担です）。
-

■ 報酬の額および支払いの時期

お客様（甲）は、以下の通り当社に報酬を支払うものとします。

① 6 か月コース：26,400 円（税込）

- ・ 月初・月中・月末の申し込みににかかわらず、申込初月は無料とします。
 - ・ 課金対象期間は、申込月の翌月 1 日から 6 か月間です。
 - ・ 支払方法は、銀行振込のみとします。
 - ・ 契約は、無料期間経過後の翌月初日に締結されたものとし、その日から 10 日間がクーリング・オフ期間となります。
 - ・ クーリング・オフ期間内に着金を確認できない場合、クーリング・オフ期間の終了と同時に会員資格は自動的に失効します。
 - ・ 契約更新分の着金確認がなされない限り、契約は自動的に終了します（継続の意思表示があっても）。
 - ・ お客様から解約の申し出があった場合、サービスの提供を速やかに停止し、残期間に相当する金額を日割りで返金します（振込手数料はお客様負担）。
-

令和 年 月 日

（甲）契約者署名：

（乙）事業者

商号 ：株式会社チャートリーディング

所在地 ：〒162-0814 東京都新宿区新小川町 6-39-502

代表取締役：井上 義教